

岡山県景観規則

昭和63年4月1日

岡山県規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。第4条において「法」という。)、景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)及び岡山県景観条例(昭和63年岡山県条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第2条 条例第2条第2項の規則で定める工作物は、次のとおりとする。

- 一 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- 二 アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの
- 三 電波塔、物見塔、記念塔その他これらに類するもの
- 四 広告板、広告塔、装飾塔その他これらに類するもの
- 五 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- 六 擁壁、垣、さく、塀その他これらに類するもの
- 七 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設
- 八 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- 九 自動車車庫の用に供する立体的な施設
- 十 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設
- 十一 污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設
- 十二 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線(その支持物を含む。)その他これらに類するもの
- 十三 彫像、記念碑その他これらに類するもの

(大規模行為の規模)

第3条 条例第2条第3項第1号の規則で定める建築物の規模は、高さ13メートル又は建築面積1000平方メートルとする。

2 条例第2条第3項第1号の規則で定める工作物の規模は、次の各号に掲げる工作物の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 前条第1号から第11号まで及び第13号に掲げる工作物(広告板、広告塔、垣、さく、塀その他これらに類するものを除く。) 高さ13メートル又は築造面積1000平方メートル(当該工作物が建築物と一体となつて設置される場合にあつては、高さ5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13メートル又は築造面積1000平方メートル)
- 二 広告板、広告塔その他これらに類するもの 高さ13メートル又は表示面積の合計25

平方メートル(当該工作物が建築物と一体となつて設置される場合にあつては、高さ5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13メートル又は表示面積の合計25平方メートル)

三 垣、さく、塀その他これらに類するもの 高さ3メートル

四 前条第12号に掲げる工作物 高さ20メートル(電線路又は空中線に含まれる支持物が建築物と一体となつて設置される場合にあつては、地盤面から当該支持物の上端までの高さ20メートル)

3 条例第2条第3項第3号の規則で定める規模は、高さ5メートル又は面積1000平方メートルとする。

4 条例第2条第3項第4号の規則で定める面積は1000平方メートル、同号の規則で定める規模は高さ5メートル及び長さ10メートルとする。

5 前各項の規定にかかわらず、モデル地区以外の区域における行為で次の各号のいずれかに該当するものは、大規模行為に該当しないものとする。

一 仮設の建築物の新築、改築、増築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

二 第1項に規定する規模の建築物の増築又は改築で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの

三 第1項に規定する規模の建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの

四 第1項又は第2項に規定する規模の建築物又は工作物の改築で外観の変更を伴わないもの

五 次に掲げる屋外における、土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆たい積(以下この号及び第5条第3項第7号において「物件の堆たい積」という。)

イ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び工業専用地域の区域内における物件の堆たい積(口からへまでに掲げる物件の堆たい積を除く。)

ロ 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第6号に掲げる荷さばき地内、同項第8号に掲げる野積場(ハに掲げる野積場を除く。)内及び同号に掲げる貯木場(ハに掲げる貯木場を除く。)内における物件の堆たい積

ハ 岡山県港湾施設管理及び利用条例(昭和27年岡山県条例第21号)第7条第2項の規定により指定された港湾の港湾施設(野積場及び貯木場に限る。)内における物件の堆たい積

ニ 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第3条各号に掲げるもの(第4号の市町村道のうち車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。))の数が4未満のものを除く。)をいう。)又は鉄道線路(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業を経営する者が敷設し、又は使用するものをいう。)の境界から100メートル以内の区域以外の区域における物件の堆たい積

ホ 堆たい積された物件を外部から見通すことができない場所での物件の堆たい積

ヘ 物件の堆たい積の期間が90日を超えて継続しない物件の堆たい積

六 前号ニに規定する道路又は鉄道線路の境界から1000メートル以内の区域以外の区

域において行う土石の採取又は鉱物の掘採
七 地盤面下又は水面下における行為

(届出方法等)

第4条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、モデル地区内における行為に係るものについては景観モデル地区行為(変更)届出書(様式第1号)に、それ以外の区域における行為に係るものについては大規模行為(変更)届出書(様式第2号)によるものとする。

2 条例第5条第1項の規則で定める図書は、次の表の上欄に掲げる場所における同表の中欄に掲げる行為について、それぞれ同表の下欄に掲げる図書とする。

行為の場所	行為の種類	図書
景観計画区域内	法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為	1 付近見取図(縮尺2500分の1程度のもの) 2 現況写真 3 配置図(縮尺100分の1程度のもの) 4 立面図(縮尺50分の1程度のもの) 5 平面図(縮尺100分の1程度のもの) 6 その他参考となるべき事項を記載した図書
	法第16条第1項第3号又は条例第6条第2号に掲げる行為	1 付近見取図(縮尺2500分の1程度のもの) 2 現況写真 3 現況図(縮尺1000分の1程度のもの) 4 計画図(縮尺1000分の1程度のもの) 5 行為の前後における土地の縦横断図(縮尺1000分の1程度のもの) 6 その他参考となるべき事項を記載した図書
	条例第6条第1号に掲げる行為	1 付近見取図(縮尺2500分の1程度のもの) 2 現況写真 3 配置図(縮尺200分の1程度のもの) 4 その他参考となるべき事項を記載した図書
モデル地区内	条例第6条第3号に掲げる行為	1 付近見取図(縮尺2500分の1程度のもの) 2 現況写真 3 伐採計画図(縮尺1000分の1程度のもの) 4 上地利用計画図(縮尺1000分の1程度のもの) 5 その他参考となるべき事項を記載した図書
	条例第6条第4号又は第5号に掲げる行為	1 付近見取図(縮尺2500分の1程度のもの) 2 現況写真 3 現況図(縮尺1000分の1程度のもの) 4 計画図(縮尺1000分の1程度のもの) 5 行為の前後における土地の縦横断図(縮尺1000分の1程度のもの) 6 その他参考となるべき事項を記載した図書

(適用除外)

第5条 条例第7条第4号の規則で定める行為は、都市計画法第58条の2第1項に規定する行為で次に掲げる行為以外の行為(第3項各号に掲げる行為を除く。)とする。

- 一 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第38条の5各号に掲げる行為
- 二 都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として都市計画法施行令第38条の6第1号及び第2号に掲げる行為
- 三 都市計画法第29条の許可を要する行為及び都市計画法施行令第38条の7各号に掲げる行為

2 条例第7条第5号の規則で定める行為は、岡山県自然保護条例(昭和46年岡山県条例第63号)第12条第1項各号に掲げる行為(第1号から第3号まで又は第5号から第7号までに掲げる行為で森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域内又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内(以下この項において「保安林等の区域内」という。)において同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行うものを除く。)及び同条例第14条第1項各号に掲げる行為(第1号から第3号までに掲げる行為で保安林等の区域内において同法第34条第2項本文の規定に該当するものを除く。)とする。

3 条例第7条第9号の規則で定める行為は、次のとおりとする。

- 一 建築物の新築、改築、増築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの(新築後、改築後、増築後又は移転後の建築物の高さが5メートルを超えるものを除く。)
- 二 次に掲げる工作物の新築、改築、増築又は移転(改築後、増築後又は移転後の高さ又は面積がイからホまでに規定する高さ又は面積を超えるものを除く。)
 - イ 第2条第1号から第5号まで及び第13号に掲げる工作物(広告板、広告塔その他これらに類するものを除く。)で高さ(当該工作物が建築物と一体となつて設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さ)が5メートル以下のもの
 - ロ 第2条第6号に掲げる工作物で高さが1.5メートル以下のもの
 - ハ 第2条第7号から第11号までに掲げる工作物で高さ(当該工作物が建築物と一体となつて設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さ)が5メートル以下で、かつ、築造面積が10平方メートル以下のもの
 - ニ 第2条第12号に掲げる工作物で高さ(電線路又は空中線に含まれる支持物が建築物と一体となつて設置される場合にあつては、地盤面から当該支持物の上端までの高さ)が10メートル以下のもの
 - ホ 建築物と一体となつて設置される第2条第1号から第5号まで及び第7号から第11号までに掲げる工作物(広告板、広告塔その他これらに類するものを除く。)で高さが1メートル以下のもの
- 三 仮設の建築物の新築、改築、増築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

- 四 建築物又は工作物の改築で外観の変更を伴わないもの
- 五 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの
- 六 第2号イからホまでに掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- 七 次に掲げる屋外における物件の堆たい積
 - イ 堆たい積される物件の高さが1.5メートル以下で、かつ、堆たい積に係る部分の水平投影面積が100平方メートル以下の物件の堆たい積
 - ロ 堆たい積された物件を外部から見通すことができない場所での物件の堆たい積
 - ハ 物件の堆たい積の期間が90日を超えて継続しない物件の堆たい積
- 八 土石の採取又は鉱物の掘採で、当該行為に係る部分の面積が500平方メートルを超えず、かつ、高さが1.5メートルを超える法のり面又は擁壁を生じないもの
- 九 次に掲げる木竹の伐採
 - イ 高さが10メートル以下の木竹の伐採(伐採面積が500平方メートルを超えるものを除く。)
 - ロ 林業を営むために行う木竹の伐採
 - ハ 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ニ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- 十 次に掲げる土地の形質の変更
 - イ 土地の形質の変更に係る部分の面積が500平方メートルを超えず、かつ、高さが1.5メートルを超える法のり面又は擁壁を生じない土地の形質の変更
 - ロ 宅地の造成及び土地の開墾以外の行為で、農林漁業を営むために行う土地の形質の変更
- 十一 水面の埋立て又は干拓で、当該行為に係る部分の面積が500平方メートルを超えず、かつ、高さが1.5メートルを超える法のり面又は擁壁を生じないもの
- 十二 次に掲げる広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置又はこれらの外観の変更
 - イ 岡山県屋外広告物条例(昭和41年岡山県条例第29号)第5条第1項第1号若しくは第3号に該当するもの又は人、動物若しくは車両、船舶等に表示されるもの
 - ロ はり紙、はり札、立て看板、のぼり、アドバルーン及び広告網並びにこれらに類するもので、90日を超えて継続して表示又は掲出されないもの
 - ハ 表示面積の合計が1平方メートル以下で、かつ、高さ(当該広告物又は広告物を掲出する物件(以下「広告物等」という。))が建築物と一体となつて設置される場合にあっては、地盤面から当該広告物等の上端までの高さ)が5メートル以下のもの(二に掲げるものを除く。)
 - ニ 表示面積の合計が1平方メートル以下で、かつ、高さが1メートル以下のもの
- 十三 地盤面下又は水面下における行為

(公共的団体)

第6条 条例第7条第11号の規則で定める公共的団体は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人環境再生保全機構
- 二 独立行政法人国立印刷局
- 三 土地改良区
- 四 土地区画整理組合

(行為の届出を要しない事業)

第7条 条例第7条第12号の規則で定める事業は、都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業とする。

(公告)

第8条 条例第11条第4項(同条第11項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 モデル地区の名称
- 二 モデル地区(モデル地区の区域の拡張の場合にあつては、当該拡張に係る部分)の区域
- 三 モデル地区の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所

(要請、指導又は助言)

第9条 条例第12条第1項の規定による要請又は条例第13条第6項の規定による指導若しくは助言は、文書により行うものとする。

(提出書類の部数)

第10条 この規則の定めるところにより知事に提出する書類の部数は、正副2部とする。

[以下の附則は省略]